

令和 7 年度 一般会計補正予算（第 4 号）説明資料

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課	款	(03) 民生費
補正予算額	70,800 千円	項	(01) 社会福祉費
		目	(06) 福祉給付費
事業名	(31-02) 低所得者支援及び定額減税補足給付事業【追加】		

1 事業目的

令和 6 年度に定額減税を補足する給付として、推計税額により当初調整給付を行ったところですが、このたび、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等の確定に伴い、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で生じた差額を「不足額給付」として給付します。

2 事業の概要（内容・期間等）

(1) 対象者

○給付の類型

- I 本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者
- II 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者

○実施主体決定日 令和 7 年 1 月 1 日

○事務処理基準日 令和 7 年 6 月 2 日

(2) 給付金の額

上記 I に該当する者 その差額（1 万円単位に切り上げ）

上記 II に該当する者 1 人当たり原則 4 万円（定額）

3 補正予算額 70,800 千円

需用費 112 千円

役務費 618 千円

負担金補助及び交付金 70,070 千円

区分	当初算定 ①	事務処理基準日算定 ②	比較（補正額） ③=②-①
対象人数（I）	2,437 人	3,632 人	1,195 人
対象人数（II）	280 人	808 人	528 人
予算額	50,000 千円	120,070 千円	70,070 千円

4 その他参考事項

【歳入特定財源】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国） 70,800 千円（補助率 10/10）

不足額給付Ⅰ

対象人数 3,632人 予算額 87,750千円

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者

<給付対象となりうる者の例>

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したこと等により、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった者
- こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった者

不足額給付Ⅱ

対象人数 808人 予算額 32,320千円

個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす者

- ✓ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ✓ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- ✓ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6新たな非課税給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

<給付対象となりうる者の例>

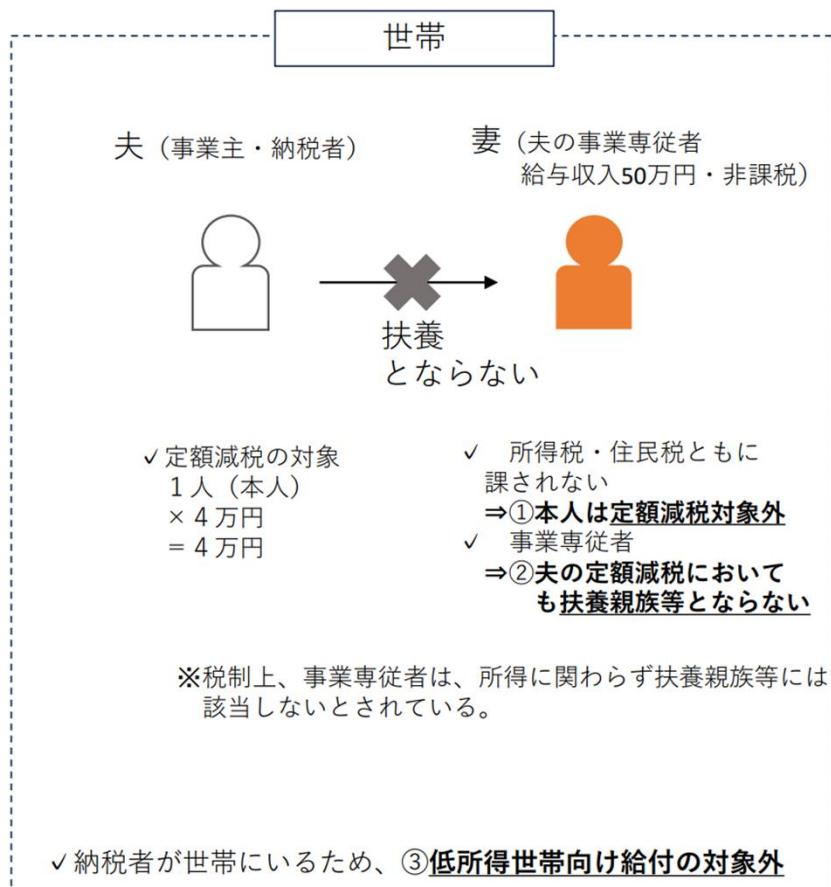
- 青色事業専従者、事業専従者（白色）
 - 合計所得金額48万円超の者
- 給付対象者となりうる可能性があるので、上記要件を満たすか確認

不足額給付Ⅱ（対象者のイメージ）

<ケース①>

（例）夫（個人事業主）・妻（事業専従者）の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合



<ケース②>

（例）父・息子（納税者）・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

